

庁内仮想化基盤更改業務
プロポーザル実施要領

令和 6 年 1 2 月
あきる野市

目次

1	業務概要	1
2	導入費用提案限度額（予算）	1
3	契約・支払い方法等	1
4	プロポーザルの目的	2
5	実施形式（プロポーザルの方法）	2
6	参加資格	2
7	日程	2
8	申込方法等	3
9	参加資格審査	3
10	質問票の提出及び回答予定日	3
11	提出書類の作成及び提出	4
12	審査方法	5
13	審査（プレゼンテーション・ヒアリング）の実施	5
14	審査結果の通知及び公表	6
15	その他留意事項	6
16	本プロポーザルに係る問合せ先	6

1 業務概要

(1) 目的

あきる野市（以下「市」という。）で運用している現在の庁内仮想化基盤は、令和2年度に構築しており、令和7年度をもって機器等のライフサイクルが終了する状況である。

また、本仮想化基盤上で稼働している仮想サーバの多くは、サポート期間の関係から、今後新たなOSで再構築を行う必要がある。

本業務は、最大限の投資効果を実現するために費用対効果を考慮し、安定的かつ向こう5年間の使用を見据えた拡張性、災害等に対する高いレベルでの業務継続性及びサイバー攻撃等の脅威に対するセキュリティが確保されるなどした庁内仮想基盤を新たなOSにより再構築することを目的とする。

(2) 件名

庁内仮想化基盤更改業務

(3) 業務内容

「庁内仮想化基盤更改業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(4) 履行期間

ア 構築期間

契約締結日の翌日から令和7年11月まで（11月から並行稼働）

イ 運用保守期間

令和7年12月から令和12年11月まで

2 導入費用提案限度額（予算）

導入費用提案限度額は次のとおりである。なお、後述する見積書の「導入費用」の金額に消費税を加えて得た額が提示している額を超過した場合は、失格とする。

総 額： 87,311千円

令和7年度： 5,821千円

※ 構築費用、5年間のライセンス費用、リース料相当額（リース料率は1.9%とする。）、消費税等を含む。運用保守費用は含めない。

※ 2年目（令和8年度）以降の年度単位の金額についても提示すること。

※ 上記金額は、本業務契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案書の規模を示すものであることに留意すること。

3 契約・支払い方法等

契約については別途協議により決定し、契約規定に基づき支払いを開始する。

構築費用は機器等（ハードウェア、ソフトウェア等）のリース契約の中に含めることを想定しており、運用保守費用は年度ごとの契約を想定している。なお、リース契約は、調達元指定によるリース競争入札を行うことを前提としている。

リース期間は5年間とし、終了時の状況により、1年程度のリース延長を行う可能性がある。

4 プロポーザルの目的

本プロポーザルは、受託候補者を特定するに当たり、価格のみの競争ではなく、事業者の実績、経験、技術力、企画力等が受託候補者としての適格性を有しているかを確認するために行うもので、プロポーザルに参加する事業者が提出する提案書等の内容及びヒアリング等の状況进行评估し、最も高い評価を受けた事業者を受託候補者として特定する。ただし、参加がない場合又は参加事業者の中に適格者がいない場合は、受託候補者を特定しない場合がある。

5 実施形式（プロポーザルの方法）

公募型プロポーザル

6 参加資格

参加資格を有する者は、次の全ての要件を満たしている者とする。ただし、次のいずれかに該当しないこととなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスを利用して入札参加資格審査申請を行い、市における入札参加資格の登録がされていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始申立てがなされている者でないこと。
- (4) 令和6年12月16日（月）から受託候補者特定の日までの間において、あきる野市競争入札参加有資格者指名停止基準による指名停止措置又はあきる野市契約における暴力団等排除措置要綱（平成22年あきる野市通達第37号）による入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の基準を満たす認証（JIS Q 27001（ISO/IEC 27001））を取得していること。
- (6) 過去5年以内（令和元年12月1日から令和6年11月30日までの間）に、元請として本業務と同種業務又は類似業務の受託実績を有すること。

7 日程

本プロポーザルは、次の日程で行うものとする。

項 目	日 程
公示（案件公表）	令和6年12月16日（月）
参加申込書の提出期限	令和6年12月26日（木）午後5時
参加資格審査結果の通知（発送）	令和7年 1月 6日（月）
質問の受付期限	令和7年 1月16日（木）午後5時

質問に対する回答	令和 7 年 1 月 2 0 日（月）
企画提案書等の提出期限	令和 7 年 1 月 3 0 日（木）午後 5 時
一次審査結果の通知（発送） ※提案者が 6 者以上の場合	令和 7 年 2 月 5 日（水）（予定）
審査（プレゼンテーション・ヒアリング）の実施	令和 7 年 2 月 1 0 日（月）（予定）
審査結果の通知（発送）	令和 7 年 2 月 1 2 日（水）（予定）
リース入札	令和 7 年 4 月上旬
契約	令和 7 年 4 月中旬

8 申込方法等

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加申込書（様式第 1 号）等の書類を次のとおり提出すること。

- （１） 提出期限 令和 6 年 1 2 月 2 6 日（木） 午後 5 時
- （２） 提出先 企画政策部情報政策課情報政策係（あきる野市役所 4 階北側）
- （３） 提出方法 持参又は送付（送付の場合は、必着）
- （４） 提出部数 1 部
- （５） 提出書類
 - ア 参加申込書（様式第 1 号）
 - イ 法人登記簿謄本（写し）又は法人登記事項証明書（写し）
 - ウ 会社概要
 - エ J I S Q 2 7 0 0 1（I S O／I E C 2 7 0 0 1）認証が確認できる書類（写し）
 - オ 同種業務又は類似業務の受託実績を示す書類（契約書の写し等）

9 参加資格審査

参加希望者が資格要件を満たしているか審査し、参加資格審査の結果について、令和 7 年 1 月 6 日（月）に参加資格審査結果通知書（様式第 2 号）により、参加希望者に通知する。

10 質問票の提出及び回答予定日

本プロポーザルに関する質問は、質問票（様式第 3 号）に記載し、次のとおり提出すること。質問に対する回答は、令和 7 年 1 月 2 0 日（月）までに参加者全員に対して、電子メール又は F A X により行うこととし、個別の回答は行わないものとする。なお、回答は、実施要領、仕様書等を補足する効力を有するものとする。

- （１） 受付期限 令和 7 年 1 月 1 6 日（木）午後 5 時
- （２） 提出先 企画政策部情報政策課情報政策係（あきる野市役所 4 階北側）
- （３） 提出方法 電子メール又は F A X

1 1 提出書類の作成及び提出

(1) 企画提案書等の作成及び提出

企画提案書等は仕様書の内容を踏まえ、別添「庁内仮想化基盤更改業務企画提案書作成要領」に従って作成し、提出すること。

(2) 見積書等の作成及び提出

見積書等は、次の条件を遵守の上、作成し、提出すること。

ア 見積書金額は、税抜価格で記載すること。

イ 構築、機器のリース等に係る「導入費用」と運用保守に係る「運用保守費用」を分けて記載すること。

ウ 「導入費用」については、構築費用、5年間のライセンス費用、リース料相当額等の導入に係る全ての費用を含んだ金額を記載すること。なお、リース料率は1.9%として計算すること。

エ 「導入費用」の金額に消費税を加えて得た額が「2 導入費用提案限度額（予算）」に示す額を超過した場合は、失格とする。

オ 「運用保守費用」については、本事業による仮想化基盤の導入後、導入事業者が運用保守などの管理を行うことから、5年間の利用想定の高額（利用料、保守料、通信料等）を記載すること。

カ 見積書は、任意の様式で提出すること。ただし、見積内訳書（様式第4号）を添付すること。

キ 仕様書及び企画提案書の内容に基づき、全ての経費を見積もること。

ク 通貨単位は、「円」とすること。

(3) 機能要件表の作成及び提出

機能要件表（別紙1）は、次の条件を遵守の上、作成し、提出すること。

ア 機能要件表に記載している指示事項に従って作成すること。

イ 代替案により対応する機能を追加する場合、必要となる費用を見積書及び見積内訳書に含めること。

ウ 代替案を提案する場合は、「備考」に概要を記入の上、必要に応じて任意様式の資料を項目との対応が分かるように添付し、プレゼンテーション時に説明すること。

(4) 提出書類作成に当たっての注意事項

ア 提案は、1事業者につき1つとし、複数の提案をした場合は、失格とする。

イ 提出期限以降の差し替え、追加、変更、削除等は認めない。

ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不正行為があった場合は、失格とする。

(5) 提出期限等

ア 提出期限 令和7年1月30日（木）午後5時

イ 提出先 企画政策部情報政策課情報政策係（あきる野市役所4階北側）

ウ 提出方法 持参又は送付（送付の場合は、必着）

エ 提出部数 8部（正本1部・副本7部）

1.2 審査方法

本プロポーザルのために組織された審査委員会において、プロポーザル参加者の提出書類等を評価・採点し、最高得点を得た事業者を受託候補者に特定する。

次の審査基準（評価項目及び得点配分）に基づき審査する（詳細は、別添「庁内仮想化基盤更改業務審査要領」のとおり）。

（１） 評価項目及び得点配分

項目	評価項目	得点配分
技術点	システム機能評価	300点
	プレゼンテーション等評価	400点
価格点	価格評価	300点
合計		1,000点

※価格点については、「導入費用」と5年間の「運用保守費用」の総額で評価する。

（２） その他

ア 提案者が6者以上の場合には、見積書及び機能要件表による一次審査を実施し、一次審査を通過した5者に対してプレゼンテーションを実施する。

イ 最高得点を取得した者が2者以上ある場合は、価格点が高い者を選定する。なお、価格点が同じ場合は、くじ引きとする。

ウ 出席した審査委員の評価点を合計した点数を、出席した審査委員の数で割った点数が満点の5分の3に満たない参加者は、受託候補者として特定しない。

エ 提出書類が所定の形式に適合していない場合、期限までに提出されなかった場合又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とする。

オ 審査委員会における審査の内容は公表せず、異議申立ては受け付けない。

1.3 審査（プレゼンテーション・ヒアリング）の実施

次のとおり、プレゼンテーション・ヒアリングを実施する。

（１） 開催日 令和7年2月10日（月）（予定）

（２） 場所 あきる野市役所5階南側 庁議室

（３） 所要時間 1事業者につき60分程度（審査前後の準備作業を含む。）

（４） 資料等

ア 企画提案書の内容を要約したプレゼンテーション資料を用意すること。

イ プレゼンテーション資料については、企画提案書における評価項目全てを記載すること。なお、企画提案書の記載内容以外の新たな提案は認めない。

（５） 内容

ア プレゼンテーション・ヒアリング（35分以内）及び質疑応答（15分程度）

イ 提案者は、企画提案書の内容についてプレゼンテーションを実施すること。

ウ プロジェクター 1 台及びスクリーン 1 枚は市で用意するが、パソコン等の機器は持参すること。

(6) 説明者

企画提案書の説明及び質疑応答は、本事業の担当を予定する営業責任者・担当者、技術責任者・担当者のいずれか 1 人以上とし、本事業の目的及び技術的特徴を網羅的に理解しているものが実施すること。なお、会場への入室は、3 人以内とする。

(7) 集合時間等

集合時間等は、別途通知する。

1.4 審査結果の通知及び公表

プロポーザルに参加した事業者全てに対し、審査委員会における審査結果をプロポーザル審査結果通知書（様式第 5 号）により通知する。

審査結果については、受託候補者として特定した者の名称及び点数並びに参加した事業者の点数（事業者名は非公開）を市ホームページで公表する。なお、審査委員会における審議の内容は、非公表とする。

1.5 その他留意事項

(1) 本プロポーザルの参加に係る全ての費用は、事業者の負担とする。

(2) 提出期限以降における提出書類（企画提案書等）の修正及び変更は、認めないものとする。ただし、やむを得ない理由により、修正又は変更が生じた場合で、市が承諾したときは、この限りでない。

(3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、あきる野市競争入札参加有資格者指名停止基準に基づき、指名停止措置を行うことがある。

(4) 提出書類の返却は、行わないものとする。

(5) 提出された企画提案書等は、あきる野市情報公開条例（平成 9 年あきる野市条例第 17 号）に基づき、情報公開請求の対象となる。ただし、受託候補者の特定に影響が出るおそれのある情報については、受託候補者として特定した者との契約締結完了後の公開とする。

1.6 本プロポーザルに係る問合せ先

あきる野市企画政策部情報政策課情報政策係

所在地：〒197-0814 あきる野市二宮 350 番地

電話番号：042-558-1142（直通）

FAX 番号：042-558-1115

E-mail：020301@akiruno-info.tokyo.jp